

## 真菌培養加算の新設に伴う変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
この度、2026年6月1日施行の令和8年度診療報酬改定におきまして、  
真菌培養加算が新設されました。これに伴い弊社におきましても一部検査の  
見直しをおこないましたので、ご案内いたします。  
何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

### ■ 変更日

2026年 6月 1日 (月) ご依頼分より

### ■ 対象項目

- 真菌培養同定検査

### 《診療報酬改定の概要》

#### D018 細菌培養同定検査

注2 同一検体について一般培養と併せて真菌培養を行った場合は、真菌培養加算として、122点を所定点数に加算する。

真菌培養のみを行った場合は、「1」から「6」までの所定点数のみ算定し、「注2」の加算は算定できない。

■ 変更内容

- ① 令和8年度診療報酬改定に準拠した表記に変更いたします。

当社におきましては、「真菌培養」「カンジダ培養」は「細菌培養同定検査（簡易培養）」として表記をしておりましたが、改定の趣旨に基づき、「真菌培養」としての算定が妥当であるため、請求方法を見直しさせていただきます。

検査項目	所定点数	
	細菌培養同定と併せて実施した場合	単独で実施した場合
5040 真菌培養	122点 細菌培養同定の点数に加算	採取部位の細菌培養同定に準じた点数  ※白癬菌培養については下記に追記
5206 カンジダ培養		
5037 白癬菌培養		

- ② 白癬菌培養の指定材料を変更いたします。

注：指定外材料での提出の際は「項目コード5040 真菌培養」に変更して報告いたします。

検査項目	検査材料		単独で実施した場合の点数
	変更後	変更前	
5037 白癬菌培養	皮膚 爪	皮膚 他	※180点 細菌培養同定 (その他の部位からの検体)

- ③ 真菌培養に関連する検査を同時に依頼された際の取り扱いについて変更いたします。

対象検査が複数同時に依頼された場合は、検査目的を確認したのちに、実施項目をいずれか1項目に集約させていただきます。依頼書記入の際は、予めご注意くださいようお願い申し上げます。

検査項目	変更後	変更前
5040 真菌培養	同時依頼の際に、 <b>いずれか1項目を報告</b>	同時依頼の際に、 依頼項目をすべて報告
5206 カンジダ培養		
5037 白癬菌培養		